

《論文》

『日本広東学習新語書』及び 『明治三十八年 戸口調査用語（広東語）』所 収の符号仮名(1)

山村 敏江

はじめに

日本統治期（1895～1945）の台湾では、台湾語（ホーロー語⁽¹⁾）や客家語を学習する日本人のための仮名表記（符号仮名⁽²⁾）が作成され、これらを使用した学習書や辞書が刊行された。この符号仮名は、統治という政治的目的により作り出されたものであり、日本の敗戦と共にその使命を終えたが、その存在は当時の言語・学習状況を研究する上で重要な意味を持つ。

上記の刊行物のうち客家語については、『広東語会話篇』（1915年、志波吉太郎編著、台湾日々新聞社）がその嚆矢とされる⁽³⁾⁽⁴⁾。しかし、2017年7月に『日本広東学習新語書』が発見されたことにより、それを15年ほど遡る19世紀末の言語状況についての新たな発見が期待できる。

今回の共同研究プロジェクトでは、『日本広東学習新語書』の音韻面・語彙面の研究を行うが、その過程で臨時台湾戸口調査部による『明治三十八年 戸口調査用語（広東語）』を比較対象として使用する。最終的には、両資料の符号仮名・字音体系の整理を通じて全面的な比較を目指す。本稿では現段階で得られたものを基に考察を行い、中間報告とする。

1. 研究対象資料

1-1 『日本広東学習新語書』

神田外語大学神田佐野文庫所蔵『日本広東学習新語書』（以下『新語書』）は、明治32年（1899年）9月から同33年（1900年）2月に書かれた、日本人向

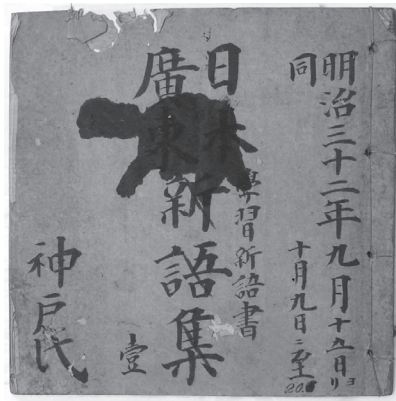


図1 『日本広東学習新語書』 第一冊 表紙

けの「広東語」語彙・フレーズ集である。第一冊の表紙には『日本広東新語集』と書かれているが、「新語集」を「学習新語書」に訂正しているのが確認できる(図1)。全11冊、計411頁の筆写本で、「神戸氏」との署名がある。しかし、序文や奥付がないため、「神戸氏」という人物についても、また本書の成立過程も不明である。書かれている内容や体裁から、日本人が聞き書きを行ったものと推測される。

同書は縦書きで上下二段に分かれており、上段には「広東語」の語彙・フレーズ、その下に更にカタカナで音注が付けられている。「広東語」表記に声調符号は付けられていない。下段には漢字とカタカナで日本語訳が付けられている。

1-2 『明治三十八年 戸口調査用語(広東語)』

明治38年(1905年)に、臨時台湾戸口調査という名称で人口センサスが実施された。本来は、同年に日本初の国勢調査が行われることになっていたが、日露戦争の影響等で見送りになっている。一方台湾では、統治を円滑に進めるためには土地調査・人口調査が不可欠との考えの下、臨時台湾戸口調査部によって同年10月1日に調査が行われた⁽⁵⁾。

この調査は原則として、「蕃人」と称される先住民族居住区域である「蕃地」を除く台湾及び澎湖列島全域で行われたもので⁽⁶⁾(図2⁽⁷⁾)、人口・性別・年

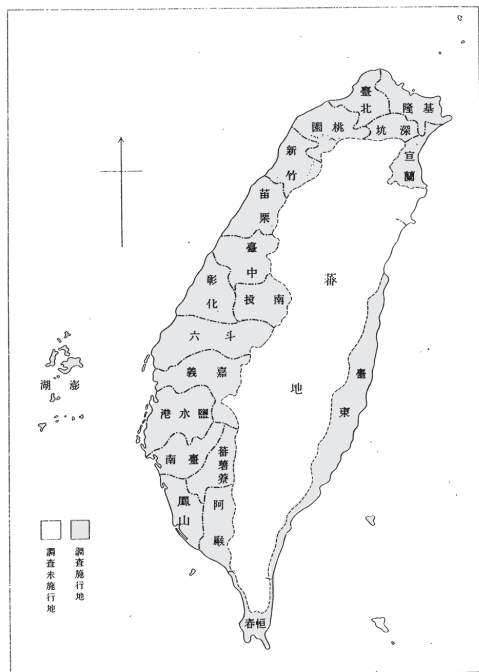


図2 『明治三十八年 臨時台湾戸口調査記述報文』 調査区域

年齢・職業等とともに「種族」や「言語」も調査項目として挙げられている。調査は、調査委員が直接赴くという方式で行われたが、その際に必要と思われるフレーズを集めたものとして、『戸口調査用語』が作成された。これは『戸口調査用語』(図3)と『戸口調査用語(広東語)』(図4)の二種類あり、前者は対「土語」(ホーロー語)話者、後者は対「広東語」(客家語)話者用である。本稿で比較対象とするのは『戸口調査用語(広東語)』である(以下『用語(広東語)』)。

『用語(広東語)』の緒言に作成の目的は書かれているが、凡例等の記述はない。また、その末尾に「明治三十七年七月下流 臨時臺灣戸口調査部」との記述があるが、『戸口調査用語』の緒言の末尾に「明治三十八年七月下流 臨時臺灣戸口調査部」とあることから見て、「明治三十八年」の誤りであろうと考えられる。

戸口調査用語 上編

恁(ラ)内(イ)的(ビ)家(エ)甲(ケ)有(ア)甚(シ)麼(モ)變(ヘ) 無(ク)換(カ) (欸)無(ク)

你ノ家ノ戸籍ニハ變リハナ
イカ
アリマセン

図3 『戸口調査用語』

戸口調査用語 上編

汝(ニ) (愚)家(カ)裡(ノ)家(カ)甲(ケ)有(ア)別(ニ)様(ジ)

變(ヘ)欸(ク)麼(モ)

你ノ家ノ戸籍ニハ變リハナ
イカ
アリマセン

図4 『戸口調査用語 (広東語)』

同書は縦書きで上下二段に分かれており、上段には「広東語」のフレーズ及びルビの形でカタカナの音注、下段には漢字とカタカナで日本語訳が付けられている。こちらも「広東語」表記に声調符号は付けられていない。音注については、カタカナ及び補助記号付きのカタカナが使用されている。

2. 台湾における客家人・客家語

2-1 客家人・客家語

客家語は漢語の一つで、中国南東部・台湾・東南アジア等の地域において、主に客家人によって使用されている。従来の説では、客家人は中原一帯に居住していた漢民族であり、戦乱等の歴史的要因により南方（主に江西・福建・広東）に移住したとされている。

客家語の形成については、北方の漢民族が南下し、土着の言語（特にショオ

語)と混淆したという説が有力である⁽⁸⁾。ただし、この点については種々の見解が見られるため、本稿では詳論はしない。

2-2 台湾への移住

江西・福建・広東等で形成されたエスニックグループとしての客家人は、やがて台湾に移住するようになった。これについて、『明治三十八年 臨時台湾 戸口調査記述報文』（以下『記述報文』）の記述に基づいて述べることにする⁽⁹⁾。

「第二章 種族」の「第一節 種類及特性」では、「本島人種族」として「蒙古人種ト馬來人種」の二種があるとし、そのうち「蒙古人種」は「今ヲ距ル三百年前ヨリノ移民」であり、大陸での「原住地」に従って「閩族即チ福建地方ノ住民」と「粵族即チ廣東地方ノ住民」に大別できる、としている。両者は「共ニ漢人」ではあるが、「閩族ハ最古ノ移民ニシテ其ノ數甚多ク地方ノ分布モ亦廣シ」であるのに対し、「粵族ハ移住ノ年所尚久シカラシテ其ノ數モ亦少シ」が故に「客人或ハ客家族」と呼ばれるという。前者、すなわち「閩族」の「多クハ泉漳二州ノ民」であり、後者（「粵族」）の「多クハ惠湖二州ノ民」である。

台湾への「移植ノ端ヲ啓キシハ明ノ末代」ではあるが、「清朝ノ本島ヲ領有スルニ及ヒテ定住ヲ許スヤ支那民族ハ靡然トシテ來リ」、「南部ヨリ海岸ノ平地ニ沿フテ北進」した結果、「土著ノ蕃人ヲ驅逐シテ」「西部平原一帯ノ地ヲ占略シ終ニ北部地方ニ發展セリ」とある。ただし、ここでいう「支那民族」とは「閩族」「粵族」を総称したものであり、この節では個別の移住経緯及び分布については述べていない。

続く「第二節 地方ニ依ル差異」では、「福建人」は「南部ヨリ中部地方ニ於ケル平地ニ多ク」、「廣東人」は「中部及北部ノ間ニ部落ヲ成シ或ハ散布ス」と述べる。さらに詳細な分布として「廣東人ハ桃園、新竹及苗栗ノ三廳ニ四四・五%乃至六二・一%、臺中、恒春、阿緞及蕃薯寮ノ四廳ニ一八・〇%乃至三三・一%ニシテ其ノ他ハ五・九%以下ナリ」とある⁽¹⁰⁾。各庁における人口比については、桃園44.5%、新竹62.1%、苗栗57.6%、台中18%、恒春19.5%、阿緞26.6%、蕃薯寮33.1%である⁽¹¹⁾。ここで示された各庁と現在の客家語の使用地域を比較すると、概ね一致する（図2及び2-3参照）。

2-3 台湾における客家語の分布・区分

行政院客家委員會の『105年度全國客家人口暨語言調查研究報告』に基づいて、台湾における客家語の下位区分と使用地域を簡単に述べる⁽¹²⁾。

『客家基本法』⁽¹³⁾によると「客家語：台湾で使われる四県・海陸・大埔・饒平・詔安等の客家語、及び各地で習慣的に用いられる語あるいは現代の語彙が加わったことにより生じた各種の客家語を指す」としている⁽¹⁴⁾。

台湾客家語は主に四県・海陸・大埔・饒平・詔安等の祖籍の地の方言であり、その他に永定・豊順という二種の次方言が台湾各地に分散している。主な方言の分布は以下の通りである⁽¹⁵⁾。

①四県方言：四県とは、清朝の嘉應州梅県付近の興寧・五華・平遠・蕉嶺の四つの県を指す。四県方言は台湾客家語において使用人口が最も多く、約四分の三を占める。主に桃園市の中壢・平鎮・龍潭・新竹県・苗栗県等と南部六堆地区に分布する。現在、テレビや公式の場面で主に用いられる方言である。

②海陸方言：海陸とは、惠州の海豊・陸豊両県を指す。海陸方言は台湾客家語において二番目に使用人口が多く、約四分の一を占める。主に新竹県及び桃園市の観音・新屋・楊梅に分布し、平鎮・中壢・龍潭にも少数ながら話者が存在する。その他に、苗栗県の頭份・三湾・南庄・西湖・後龍・造橋・通宵・銅鑼にも話者が存在する。

③大埔方言：大埔とは、潮州の大埔県を指す。台湾において大埔方言は主に台中市の東勢・石岡・新社・和平方等の地区と、苗栗県の卓蘭地区に分布している。

④饒平方言：饒平は潮州の饒平県を指す。台湾において饒平方言は比較的分散しており、桃園の饒平・新竹の六家・芎林・苗栗の卓蘭・台中の東勢等に点在する。

⑤詔安方言：詔安は福建の漳州にある。台湾において詔安方言は主に雲林県の二崙・崙背等に分布する。

3. 臨時戸口調査における「言語」

3-1 言語の位置づけ

上述のように、台湾統治を円滑に進めるためには土地調査・人口調査が不可

欠との考えの下、臨時台湾戸口調査部によって明治38年（1905年）10月1日に調査が行われた。そして、この調査では「種族」と共に「言語」も調査項目として挙げられている（1-2参照）。この調査において、言語はどのような位置づけだったのであろうか。

『記述報文』では、「第七章 言語」の「第一節 家庭語ト幼児」で、人が社会生活において自らの意思を表す際に「其ノ最重要ナルモノヲ言語トス」と述べ、言語は「人類天賦ノ機能ニ依ル」ものとしている⁽¹⁶⁾。さらに「調査ノ精神」として、言語は「各人思想ノ消長ニ伴フテ消長スルノミナラス社會一般ノ習俗ハ亦言語ノ推移變遷ヲ促スモノ」であるが故に、「言語ノ變遷ハ思想及習俗ノ變遷ノ先驅ヲ爲スモノト謂フヘク隨テ異種族間ニ於ケル言語ノ共通ハ相互意思ノ疎通ト習俗ノ馴致トヲ意味スルモノト見ルコトヲ得ヘシ」として、調査の主眼はまさにこの点にあると述べている⁽¹⁷⁾。

そして、台湾における多種多様な言語の調査を行う中で、「母國人タル内地人ト本來支那民族タル本島人トノ間ニ言語上如何ナル共通ノ傾向アルカラ觀察スル」ことを重要視し、これを主要な目的としたのである⁽¹⁸⁾。

3-2 言語の種類

主たる目的とされた「内地人」と「本島人」間の言語状況の観察において、まず必要なのは言語の分類であろう。「第七章 言語」の「第二節 言語ノ種類及地方ニ依ル差異」では、台湾で使用される言語を「内地語、土語及外國語」の三種に分類している⁽¹⁹⁾。

「内地語」は「日本語」、「土語」は「福建語、廣東語及其ノ他ノ漢語及蕃語」、「外國語」は「他ハ總テ之ヲ外國語ニ一括」と説明されている。このうち、「土語」と「清語」の関係については、「元來福建語、廣東語及其ノ他ノ漢語ノ三語ハ支那語ノ一種ニシテ其ノ實質固ヨリ本調査ニ所謂清語ト大差アルニ非ス」としてはいるものの、「之ヲ既ニ獨立シタル言語ト認メ之ニ蕃語ヲ加ヘテ土語ト稱シ以テ外國語タル清語ト區別シタリ」と説明している。ここでは、「其ノ他ノ漢語」についての説明がないため「清語」との線引きの仕方は不明である。

続く「第三節 常用語及副用語」では、言語を「常用語及副用語」に分け、「各人ノ家庭ニ於テ使用スル言語ヲ常用語トシ其ノ以外ヲ副用語トシテ調査」

すると説明している。「常用語」の調査において、「福建語」が全ての言語中最多の84.5%、次が「広東語」の12%⁽²⁰⁾となっており、この二言語が全体の96.5%を占める。先述のように、言語による意思の疎通を重要視していた日本政府が、台湾統治の要として「福建語」「広東語」の理解・習得を考えたであろうことは想像に難くない。だからこそ、二種類の『戸口調査用語』を作成したのである（1-2参照）。

4. 符号仮名

4-1 日本統治期の台湾における言語教育・研究

3-1で述べたように、総督府は「異種族間ニ於ケル言語ノ共通ハ相互意思ノ疎通ト習俗ノ馴致トヲ意味スルモノ」と考え、可及的速やかに「本島人」をコントロールするため、教育の実施を台湾統治の主要な政策の一つに据えた。明治29年（1896年）年3月、「台湾総督府直轄諸学校官制」が發布され、台湾総督府国語学校と国語伝習所、附属学校の設立が定められた⁽²¹⁾。同年9月の「台湾総督府国語学校規則」により、国語学校には師範部・語学部・附属学校が置かれることとなった。この規則では、①師範部では国語伝習所及び師範学校の教員、小学校の校長・教員を養成し、台湾における普通教育の方法を研究すること、②語学部には国語学科と土語学科が設けられ、国語学科では台湾人に国語（日本語）を、土語学科では日本人に土語（台湾語）⁽²²⁾を教授し、公私の業務に就く者に教育を行うこと、③附属学校では日本人の学童適齢者及び台湾の幼年・青年に普通教育を施すことが定められた⁽²³⁾。これらの学校設立から見て、総督府がいかに教育を重視していたかが分かる。特に、言語による意思疎通が喫緊の課題となっていた状況において、国語学科と土語学科の設置は不可欠であっただろう。

これと並行して、台湾語の研究も行われていた。その目的は、主に国語（日本語）教育の推進及び統治側の人材、特に警察官の育成にあった。上述のように、教育の実施は主要な政策の一つではあるが、教育というものは成果が目に見える形になるまで時間がかかるものである。それまでの間、民衆の状況を理解しつつコントロールするために、台湾の言語の理解が日本人官員、特に一般民衆と直接接する現場の警察官に求められたのであった。以上の点を目的と

して、日本人学者による台湾語の調査・研究が進められ、多数の辞典・字典のみならず、仮名による音注を施した台湾語の教材や書籍が作成された。

4-2 台湾語符号仮名の作成

上述の「仮名による音注」とはどのようなものであろうか。

日本語においては、難読字等にはふりがなが施されるが、これはあくまで日本語の音韻体系に則って行われるものである。しかし、音韻体系の異なる別言語の音を仮名で表そうとしても、正確に注音するのは難しい。ある言語の音をどのように表すか、これは言語を学ぶ上で非常に重要な問題である。

台湾においては、19世紀以降教会ローマ字（白話字）を用いて台湾語の音を書き表してきた。この教会ローマ字を参考にしつつ、最終的には廈門音を基準として⁽²⁴⁾、台湾語の音を書き表すための仮名として作成されたのが台湾語符号仮名である。日本語と台湾語が異なる言語である以上、仮名のみではその実際の音を表しきれないため、様々な補助記号を付すことで、この問題を解決しようとしている。そして、この符号仮名を用いた様々な教材や書籍が刊行された。ここでいう台湾語には、閩南語（ホーロー語）、客家語（「広東語」）、先住民の言語が含まれるが、台湾においては多数派を占めるホーロー語の研究が最も盛んであった。

台湾語符号仮名は、時期によって三段階に分けられるという。以下、各段階で出版された書籍である⁽²⁵⁾。

第一期（統治開始～1901）

- 1896 『新日本語言集 甲号』
- 1896 『訂正台湾十五音及字母表附八声符号』
- 1896 『台湾十五音及字母詳解』
- 1898 『日台小字典』等

第二期（1901～1931）

- 1901 『訂正台湾十五音字母詳解』
- 1907 『日台大辞典』等

第三期（1931～統治終了）

- 1931～1932 『台日大辞典』仮名の一部を修訂
- 1938 『新訂日台大辞典』等

上記の書籍は台湾総督府学務部から刊行されたものであり、そこで使用される台湾語符号仮名が依拠すべき統一的な基準として認識されていたことが分かる。

4-3 「広東語」への転用

台湾語符号仮名は、ホーロー語の注音のために作成されたものではあったが、同様に漢語の方言であり、音節構造が基本的に同じ「広東語」の注音にも使用可能である。ただし、「広東語」にのみ見られる音については、新たに符号を作る必要があった。この点については、各種の「広東語」資料・教材等から知ることが出来る。

ただし、「広東語」符号仮名については、統一的な基準は存在しなかったようである。彭馨平氏の調査によると、『台湾警察時報』（1936年7月1日警務局警務課発行）所載の「廣東語講習上符號假名の統一に就いて」という文章が、日本統治期における「広東語」符号仮名の表記に関して書かれたものとして、唯一確認可能とのことである。これは、1935年4月から6月に警務局練習所で行われた「広東語特科講習」課程に参加した練習生の質問に対し、警務局警務課が回答したものである。その中で、新竹州講習所の「広東語」課程において使用される符号仮名と、今回の講習で使用したものとの違いがある、というやりとりがある。これを受けて、警務局は1936年5月9日に菅向榮・徐毓英を新竹州に派遣、新竹州の囑託であった劉崧生と「広東語」講習における問題点について議論を行わせた。そして、この時になされた決議の結果が講習の規範となり、同時に全ての警察官が依拠すべきものとして『警察時報』で公布されたのである。1935年にこのような議論がなされたということから見て、日本統治期を通じて「広東語」符号仮名については、統一された表記はなかったと考えべきであろう⁽²⁶⁾。

それでは、なぜ「広東語」に統一の符号仮名が作られなかったのであろうか。理由としては、①ホーロー語に比べて話者がはるかに少ないため、研究があまり進まなかったこと、②2-3で述べたように、客家語は次方言が多数あり、内部差異が大きいため、統一的な基準を定めることが難しかったことが考えられる。

4-4 警察との関係

日本統治期において、台湾の言語の理解が日本人警察官に求められたこと、そしてそのための教材や書籍が作成されたことについては、4-1で述べた通りである。

この点について、『戸口調査用語』の緒言に「此ノ小冊子ハ本年十月施行ノ臨時臺灣戸口調査ニ必要ナル用語ヲ問答體ニ編述シタルモノニシテ其ノ目的タルヤ主トシテ土語ニ不熟ナル調査委員ノ實用ニ供スルト同時ニ臺灣總督府警察官及司獄官練習所ノ教科書ト爲スニ在リテ同所ノ編纂ニ係ルモノトス（傍点筆者）」という記述の見られることが、ホーロー語については統一された表記が存在し、全ての警察官が依拠すべきものとして認識されていたことの傍証となるだろう。

しかし、『用語（広東語）』緒言には「此ノ小冊子ハ本年十月施行ノ臨時臺灣戸口調査ニ必要ナル廣東用語ヲ問答體ニ編述シタルモノニシテ其目的タルヤ主トシテ該語ニ不熟ナル調査委員ノ實用ニ供センニスルニ在リ」とあるのみで、警察との関係は明記されない。これについては前節で述べたように、「広東語」に統一の符号仮名がないため、統一教科書が作りにくい、もしくは作れなかったことが原因ではないかと推測される。

ちなみに『新語書』第八冊には、以下のようなフレーズが見られる。

- ・「我今日来造家甲、主人有在的否
（ゴーキムニッロイツオーカーカップ、チューギンユーツアイテ° ッフエウ）」
（私ハ今日戸籍調ニ来タガ、主人ハ居マスカ）
- ・「我是警察巡捕、奉公来巡查街市
（ゴーシーキンツアッスン、プーフンクンロイスンツアーカイシー）」
（私ハ警察ノ巡查デアッテ、公義ノ為メニ、街衢ヲ調べ廻ルノデアル）

『新語書』は、基本的には対等な立場でのコミュニケーションを目的としたフレーズが多いが、上記のように明らかに警察官と一般人（「本島人」）を想定したやりとりも存在する。これは、警察関係者が使用することを念頭に置いて作成したと考えるのが自然である。統一された表記がないとはいえ、警察官に対する「広東語」教育が、ホーロー語同様統治初期から行われていたと推測される。

5. 『新語書』と『用語（広東語）』の符号仮名の比較

『新語書』並びに『用語（広東語）』中の数詞（一～十）に施された符号仮名を列記する（図5）。参考として、台湾総督府『広東語辞典』⁽²⁷⁾中の符号仮名も示す。

『新語書』	『用語（広東語）』	『広東語辞典』
① 一 ギツ	一 ギツ	一 イツ ^{⑥(28)}
② 二 ニー／ニツ	二 ニ／ニイ	二 ニイ ^④
③ 三 サアム／サン	三 サム	三 サム ^①
④ 四 シー	四 シイ	四 シイ ^④
⑤ 五 ン／ンー	五 ム	五 ン ^④
⑥ 六 リヨツ	六 リユク／リユツ／ リヨク／リエツ	六 リウク ^⑥
⑦ 七 チツ	七 チツ	七 チツ ^⑥
⑧ 八 パツ	八 パツ／バア	八 パツ ^⑥
⑨ 九 キユー	九 キウ／キユウ	九 キウ ^③
⑩ 十 シップ／ シユツ／シユ	十 シプ／スツ／スウ	十 シイプ ^⑤

『新語書』・『用語（広東語）』共に声調表記がない。ホーロー語の資料では、『新日本語言集 甲号』（1896年）には既に声調符号が付けられていること、また『戸口調査用語』も同様であることを考えると、「広東語」の声調については未整理の状態であったと言えるであろう。また、両書とも、同一の字に複数の符号仮名が見られる。日本語と音韻体系の異なる言語を書き取る以上、ある程度のブレが生じることは想像に難くない。これも一種未整理の状態だと言えるであろうが、ある意味現実の言語状況を反映しているとも考えられる。

以下、両書の相違点について簡単に述べる。

a. 有気音

『新語書』では、「テ°ー」のように「°」（半濁点）によって有気音を示すの

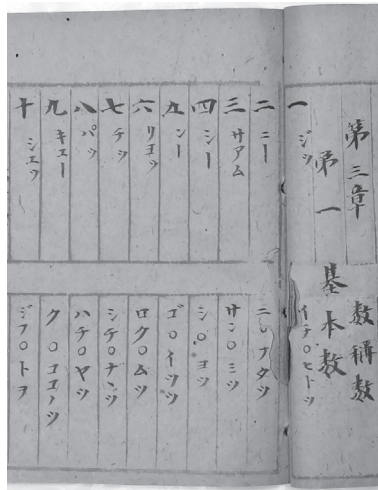


図5 『日本広東学習新語書』 第一冊 第三章

に対し、『用語（広東語）』では、一部ではあるが、カタカナの下部に「.」を付けることで有気音を示している。

b. v-（有声唇歯摩擦音）

『広東語会話篇』（1916年再版）では、v- については「ヴ」の表記が見られるが、全てに使われているわけではない。「ヴ」で始まる音は「ヴィ」「ヴン」「ヴツ」に限られる一方、voi については「ボイ」となっている⁽²⁹⁾。台湾語符号仮名には v- に相当するものはないため、「広東語」表記のために「ヴ」を採用したと考えられるが、全面的ではない。

『広東語会話篇』を15年ほど遡る『新語書』で、ほぼ全面的に「ヴ」もしくは「ウ」という表記が見られるのは注目に値する。ちなみに有声唇歯摩擦音の音価は v- だが、弱化し接近音となると往々にして「ウ」に近く聞こえるので、その点が反映されているのであろう。

『用語（広東語）』では、全てバ行で表記されるが、台湾語符号仮名には v- に相当するものがないため、それを踏襲していると考えられる。

c. 陽声韻尾

『新語書』・『用語（広東語）』共に、-m を「-ム」、-n・-ŋ を「-ン」と表記している。ただし、『新語書』では -m を「-ン」と表記するものもある。

d. 入声韻尾

『新語書』では、原則として -p、-t、-k を「-ッ」としている。日本語においてこれらの音節末子音は弁別的ではないため、「-ッ」と処理したのであろう。

『用語（広東語）』では不完全ではあるが、-p を「-プ」、-t を「-ツ」、-k を「-ク」と表記している。

e. 音節主音的子音 (m̥, ŋ̥)

音節主音的子音には m̥ と ŋ̥ があるが、『新語書』では m̥ を「ンム」、ŋ̥ を「ン」と表記している。m̥ を「ンム」とするのは、両唇の強い閉鎖を意識した表記と考えられる。

『用語（広東語）』では m̥ と ŋ̥ 共に「ム」で表記される。

おわりに

『記述報文』から分かるのが、種族を超えた「福建語」の広がりである。3-2で「常用語及副用語」のうち「常用語」の調査結果について述べたが、「広東人」の「副用語」として67.7%を「福建語」が占めているだけでなく、「常用語」としても15.7%を占めているのである⁽³⁰⁾。「福建語」のこれだけの勢力の大きさを考えると、言語接触の影響を考えなければならない。実際、5.で『新語書』に「一 ギッ」という表記が見られることを示したが、これはホーロー語の音を表している可能性が極めて高い。字音体系の整理においてこのような「不純物」は除外する必要があるが、一方では当時の実際の言語状況を反映するものとも言えよう。

さらに、ホーロー語との関係をうかがわせるものとして、『新語書』第八冊に以下のようなフレーズが見られる。

・「台湾話、有八音可講…

（トイワンフアー、ユーパヅジムコーコン…）」

(臺灣語ニハ八音が有リマスガ…)

・「爾本然、在何處（ニーブンジヤン、ツアイホーチュー）」

(汝^{オマエ}ノ本籍ハ、何處カ)

「在泉州（ツアイツァンチュー）」

(泉州デゴザイマス)

「広東語」会話集に、なぜ「臺灣語」の声調や本籍が「泉州」である、といったフレーズが記載されるのであろうか。「広東語」話者との間でこのような会話がなされるというのは不自然である。考えられるのは、元々何らかの形で「台湾語」会話集があり、その漢字表記と符号仮名の部分を「広東語」に変えたのではないか、ということである。もちろん、現段階では推論に過ぎないが、その可能性を念頭に置いて考察を行う必要があるだろう。

また、『用語（広東語）』の符号仮名を見る限り、不完全ながらも台湾語符号仮名を転用したと判断できるが、これも結局は台湾語符号仮名の既習者を対象に作成されたと考えるべきである。その一方、補助記号がなく、また写本である『新語書』の符号仮名は別系統のものの可能性がある。ある種「原始的」なものと考えて良いかもしれない。

『新語書』の成立過程については、『用語（広東語）』を含めた総督府あるいは警察関係の資料・教材や、ホーロー語との関係から更に調査を進める必要があると考える。この点に関しては、字音体系の考察だけでなく、語彙面の比較・考察が必要であろう。

註

- (1) 台湾では一般に「台語（台湾語）」と呼ばれる。また「閩南話（閩南語）」と呼ばれることもあるが、比較的中立的な名称として「ホーロー語」の使用が増えているため、本稿では「ホーロー語」と表記する。「ホーロー」は「福佬」「鶴佬」「河洛」等の表記があるため、「ホーロー」とする。
- (2) 菅向榮『標準広東語典』「凡例二」で、仮名による標音システムを「符號假名」と称しているので、本稿もこれに従う。
- (3) 羅濟立、p.338
- (4) 台湾に居住する客家人の多くが広東からの移住者であったため、日本統治期の台湾における客家語は「広東語」と呼ばれた。従って、この時期に使用される「広東

語」という名称は、今日一般的に言うところの広東語（広州語）ではないことに留意する必要がある。これは、香坂順一が「本冊子の「廣東語」とは臺灣に於ける所謂「廣東語」ではなく、廣東省城語即ち「廣州語」たることである。臺灣に於ける「廣東語」は、實は「客家語」であつて、支那方言の系統から言ふならば別な一系に屬する。この點誤解のない様にして戴きたい。」（『広東語の研究』緒言）と述べていることから分かる。本稿では、広東語（広州語）と区別するため、日本統治期の台湾における客家語を「広東語」と表記することとする。

- (5) 富田、p.87
- (6) 『記述報文』、p.30
- (7) 『記述報文』、p.30（添付地図）
- (8) 遠藤、p. 2
- (9) 『記述報文』、p.56
- (10) 『記述報文』、p.58～59
- (11) 『記述報文』、p.61
- (12) 「105年度全國客家人口暨語言調查研究報告」、p.81～82
- (13) 客家の言語・文化・伝統的産業等の保護發展を目的として、2010年に制定された法律である。
- (14) 『客家基本法』第二条三項
- (15) この報告によると、教育部は民国101年（2012年）に「南四県」を四県方言から独立させ、六番目の客家方言として扱うこととしているが、本稿では省略する。
- (16) 『記述報文』、p.213
- (17) 『記述報文』、p.213
- (18) 『記述報文』、p.213～214
- (19) 『記述報文』、p.215～216
- (20) 『記述報文』、p.218。本文中では11%となっているが、正しくは12%。同ページ内の表には「12%」とある。
- (21) 『台湾総督府直轄諸学校官制』、第一条
- (22) 3-2で、『記述報文』において「土語」は「福建語、廣東語及其ノ他ノ漢語及蕃語」と規定されると述べたが、実際には「土語」を台湾語（ホーロー語）の意で使うことが多い。
- (23) アジア歴史資料センター、アジ歴グロッサリー：台湾総督府国語学校 (<https://>

『日本広東学習新語書』及び『明治三十八年 戸口調査用語（広東語）』所収の符号仮名(1)

www.jacar.go.jp/glossary/term2/0050-0010-0010-0010-0220.html

(24) 『台日大辞典』凡例に「本書に於て採用せる語音は主として廈門音を標準とせり、此れ廈門音は漳州音、泉州音の中間に位置し、二者の特質を併有するを以てなり」との記述がある。

(25) 彭馨平、p.61

(26) 彭馨平、p.67～68

(27) 昭和7年（1932年）、台湾総督府によって編纂・刊行されたもので、日本語二万五千語に「広東語」（客家語）の対訳を施したものである。全1,554ページ、東洋文庫所蔵本を原本として、昭和62年（1987年）に国書刊行会から復刻版が刊行された。

同書の凡例に「本書ニ採用セル譯語及ビ其ノ音ハ、臺灣ノ北部ニ行ハルハ、所謂四縣中ノ鎮平縣ノ語及ビ其ノ音ヲ用ヒタリ」とあることから、台湾客家語の標準音とされる「四縣腔（苗栗腔）」のうち「鎮平縣（現在の蕉嶺縣）」の言語に依拠しているのが分かる。ちなみに、客家語の代表とされる梅県方言（広東省梅州市梅江区・梅江区）は、蕉嶺縣の南に位置する。

同書はカタカナによる見出しの下に、日本語の漢字が書かれる。さらにその下に漢字で「広東語」が書かれており、その右側にカタカナ及び補助記号付きのカタカナによる音注と声調符号が付けられている。

(28) 『広東語辞典』では、声調については「六聲符號」を用いて表しているが、本稿では便宜上以下の通り丸番号で表記した。

六聲符號 常音：上平① 下平② 上聲③ 去聲④ 上入⑤ 下入⑥

鼻音：上平① 下平② 上聲③ 去聲④ 上入⑤ 下入⑥

(29) 羅濟立、p.343～344

(30) 『記述報文』、p.232～235

参考文献・資料

- ・ 肖向榮、1933年、『標準廣東語典 附 臺灣俚諺集 重要單語集』、臺灣警察協會
- ・ 内閣、1896年、『明治二十九年 勅令第九十四号 臺灣總督府直轄諸學校官制』（JAC-AR（アジア歴史資料センター）Ref.A03020233400、国立公文書館 所蔵）
- ・ 臨時臺灣戸口調査部、1905年、『明治三十八年 戸口調査用語（廣東語）』（外地国勢調査報告 第五輯：台湾総督府国勢調査報告 第十二冊「明治三十八年 戸口調査用語 土語・広東語」、2000年、文生書院）

- ・臨時臺灣戸口調査部、1908年、『明治三十八年 臨時臺灣戸口調査記述報文』（JAC-AR（アジア歴史資料センター）Ref.A06032544600、国立公文書館 所蔵）
- ・臺灣總督府、1931年、『臺日大辭典』（1983年、『台湾語大辭典』、国書刊行会）
- ・臺灣總督府、1932年、『廣東語辭典』（1993年、『広東語辞典』、国書刊行会）

- ・北京大学中国语言文学系语言学教研室編、1989年、『汉语方音字汇』、文字改革出版社
- ・遠藤雅裕、2016年、『台湾海陸客家語彙集 附同音字表』、中央大学出版部
- ・國立中山大學、民國103年（2014年）、「海峡兩岸客家調查比較研究 成果摘要」（「海峡兩岸客家語緣關係研究」附件二）
 （<http://www.hakka.gov.tw/Content/Content?NodeID=660&PageID=38820>）
- ・黄雪貞编写、1997年、『梅县话音档』（現代汉语方言音库）、上海教育出版社
- ・香坂順一、1942年、『廣東語の研究 附常用文字聲音字典』、臺北高等商業學校調査課
- ・李榮主編、1995年、『梅縣方言詞典』（現代漢語方言大詞典・分卷）、江蘇教育出版社
- ・羅濟立、2007年、「『廣東語會話篇（1916年再版）』の同字異注について ―声母を中心に―」、台湾日本語文學報二十二
- ・彭馨平、民國100年（2011年）、「日治時期台灣的客語教材研究―以《廣東語集成》為例」、國立台灣師範大學台灣文化及語言文學研究所碩士班學位在職進修專碩碩士論文
- ・田上智宜、2007年、「『客人』から客家へ ―エスニック・アイデンティティの形成と変容―」、日本台湾学会報 第九号
- ・富田哲、2003年、「1905年臨時台湾戸口調査が語る台湾社会 ―種族・言語・社会を中心に―」、日本台湾学会報 第五号
- ・袁家驊等著、1983年、『汉语方言概要』、文字改革出版社

ウェブサイト・資料

- ・教育部 臺灣客家語常用詞辭典（<http://hakka.dict.edu.tw/hakkadict/index.htm>）
- ・客家基本法（全國法規資料庫）
 （<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=D0140005>）
- ・新北市客家語文館（<https://www.hakka-language.ntpc.gov.tw/bin/home.php>）
- ・行政院客家委員會全球資訊網（<http://www.hakka.gov.tw/>）
- ・105年度全國客家人口暨語言調查研究報告（全國客家人口暨語言基礎資料）
 （<http://www.hakka.gov.tw/Content/Content?NodeID=626&PageID=37585>）